改正化審法についてーその背景と概要ー

2011年11月

独立行政法人製品評価技術基盤機構 化学物質管理センター 山本 耕市

目 次

- 1. はじめに
- 2. 化審法と今回の改正について
- 3. 改正化審法について
- 4. リスク評価とスクリーニング評価
- 5. 今後の予定
- 6. 化審法以外の化学物質管理法令
- 7. まとめ

1. はじめに

本日の講演の目的 資料の記載内容についての前提

- 2. 化審法と今回の改正について
- 3. 改正化審法について
- 4. リスク評価とスクリーニング評価
- 5. 今後の予定
- 6. 化審法以外の化学物質管理法令
- 7. まとめ

本講演の目的

- 1. 化審法の概要とその制度についての理解を深める
- 2. 改正法(平成23年4月1日施行)と過去法の違い についての理解を深める
- 3. 来年度から、化審法において事業者が対応すべき 事項の概要と、来年度に向けての準備について認 識する
- 4. 国際的な動きと日本の制度改正の関係について理解を深める

資料の記載内容についての前提

- 本資料に使用されている化審法関係の用語は、特段の記載が無い限り、平成23年4月1日施行の改正法(23年法)による
- 2. 使用されている資料は、経済産業省化学物質管理課及びNITE化学センターにおいて、他の講演会などで使用したものも含まれているが、現段階において公開されている最新の情報である

2. 化審法と今回の改正について

化学物質管理センター

- 1. はじめに
- 2. 化審法と今回の改正について

化審法の制定の背景

化審法とは

今回改正の背景と国際動向

- 3. 改正化審法について
- 4. リスク評価とスクリーニング評価
- 5. 今後の予定
- 6. 化審法以外の化学物質管理法令
- 7. まとめ

化審法制定の背景(おさらい)

- 〇化学物質による環境汚染の進行(1960年代以降)
- OPCB汚染食品による健康被害(1968年)▼

〇従来の化学物質対策では対処できない問題

カネミ油症事件 (PCBの有害性が 初めて認識される)

(毒劇法、安衛法、大防法、水濁法では対処できない)

<u>難分解性、高蓄積性、長期毒性のある化学物質</u>(PCBと同様の性 状を有する化学物質)を厳しく規制する必要性が認識される。

新たな制度(化審法)の創設

環境経由の長期 影響を見るための 制度が無かった

2. 化審法と今回の改正について

化学物質管理センター

化審法とは

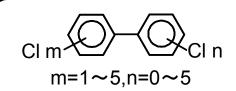
- 〇 1973年(昭和48年)制定
 - ① 世界初、新規化学物質の事前審査制度を導入

新たに製造又は、輸入される新規化学物質については、届出を行い、 審査を受け、規制対象かどうか判定されるまで製造又は輸入ができない (当時、既に製造等が行われていた物質をリスト化し、既存化学物質名簿 として制定)

② 第1種特定化学物質(PCB類似物質)の

製造・輸入の許可制(原則禁止)等を導入

難分解性、高蓄積性、人の健康への影響が認められるPCB類似物質について、製造・輸入・使用の事前許可制、使用製品の輸入禁止



PCB:ポリ塩化ビフェニル

電流をとおさず、高温・高圧下でも長期安定なため、絶縁材、熱媒体などに広く 利用されていた。

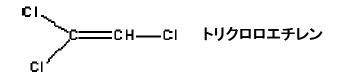
2. 化審法と今回の改正について

化学物質管理センター

テトラクロロエチレン

化審法とは(過去の主な改正の概要)

O 1986年(昭和61年)改正



・難分解性、低蓄積性物質の環境汚染に着目した制度の導入(第2種特定化学物質制度、指定化学物質(旧:第2種監視化学物質)制度の創設)

O 2003年(平成15年)改正

- ・動植物への影響に着目した審査・規制制度の導入(生態影響第1種 及び第2種特定化学物質制度、旧第3種監視化学物質制度の創設)
- ・難分解・高蓄積性の化学物質に関する規制の導入(第1種監視化学 物質(現監視化学物質)制度の創設)
- 環境中への放出可能性に着目した(中間物、閉鎖系用途、輸出専用品)確認制度の導入
- ・事業者が入手した場合の有害性情報の報告の義務化

2. 化審法と今回の改正について

化学物質管理センター

今回改正の背景と国際動向

- 化学物質に対する関心の増大(国民の安心・安全)
 - ・食品への残留農薬問題やシックハウス症候群などを背景とした、身の回り の化学物質の安全性とその管理に関する関心の増大への対応
- 〇 化学物質管理に関する国際目標達成の必要性
 - ・2020年までに、すべての化学物質による人の健康や環境への影響を最小化。(2002年環境サミット合意)
 - 欧州では、新規制(REACH)が2007年に施行。
 - ・化審法(1973年制定)では、それ以降の新規化学物質についてすべて事前審査を実施。
 - <u>一方、法制定前の既存化学物質については、国が一部安全性評価を行ってきたが、多くの化学物質についての評価は未了。(莫大な予算と時間が必要)</u>

ハザード評価からリスク評価への移行の契機

2. 化審法と今回の改正について

化学物質管理センター

今回改正の背景と国際動向

○ 国際条約との不整合の解消

- ・国際条約(ストックホルム条約)で、新たに禁止される対象物質について、
 - 一部例外使用を認める合意がなされた。
- -2003年改正法では、例外使用の規定が制限的であり、我が国に必須の 用途が確保できないおそれがあった。

関係する主な動き

1973年 化審法制定

新たにPOPsに追加

2007年 REACH施行(欧州) -------- 2018年 REACHの最終登録期限

(参考)WSSD:2020年目標

- 〇2002年に開催されたWSSD(環境サミット)では、「化学物質が、人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する方法で、使用、生産されることを2020年までに達成する」と合意。
- OWSSD目標への対応の最重要論点は、<u>化学物質固有の危険性のみに着目したハザードベース管理から、人や環境への排出量(暴露量)を考慮したリスクベース管理へのシフト。</u>

化学物質関係

- アジェンダ21をはじめとする化学物質と有害廃棄物の適正な管理に関するコミットメントを再確認。
- <u>化学物質の生産・使用が人健康及び環境にもたらす著しい悪影響を、リスク評価の手続、リスク管理の手続を使って、リオ宣言第</u>15原則に留意しつつ、2020年までに最小化することを目指す。
- 国際的な化学物質管理に関する戦略的なアプローチ(SAICM)を 2005年までに策定。



2002年 持続可能な開発 に関する世界首脳会議 「アジェンダ21」の内容を 実施する上での指針とし ての「ヨハネスブルグ実施 計画」採択

化学物質管理センター

- 1. はじめに
- 2. 化審法と今回の改正について
- 3. 改正化審法について

改正の全体概要 改正の具体例

- 4. リスク評価とスクリーニング評価
- 5. 今後の予定
- 6. 化審法以外の化学物質管理法令
- 7. まとめ

化学物質管理センター

改正の全体概要(主な改正内容:22年4月1日施行の第1段改正部分)

1 規制対象物質範囲の拡大

- ・難分解の性状だけでなく、<u>易分解(良分解)の性状を有する物質につい</u>ても、規制、管理の対象とした
 - → 易分解(良分解)の物質についても、その環境中濃度が一定以上となる場合には、ヒトや生活環境動植物への影響が想定されるため

2 事前審査の簡素化

- ・一定の性状を有する高分子化合物について、事前審査の対象から除外
 - → 高分子化合物であって、環境中で安定であり有害性が懸念される 部分構造を持たないことが明らかな物質については、事前に確認を受 けることにより、事前審査を経ずに製造等が可能となる

化学物質管理センター

改正の全体概要(主な改正内容:22年4月1日施行の第1段改正部分)

3 情報伝達の努力義務化

- ・第1種監視化学物質について、事業者間で譲渡を行う場合に、当該物質であることを伝達する努力義務を課す、また、第2種特定化学物質及び第1種監視化学物質の取扱事業者に対し、その取扱状況の報告を求めることが出来ることとした
 - → 該当する物質による環境汚染の未然のために、必要な情報の伝達 や情報入手を可能とするため

4 第1種特定化学物質の使用要件の緩和

- ・使用が許可されない要件であった「一般消費者の生活用製品の製造などへの使用」について、適切な環境排出抑制措置がなされることにより、 適用を可能とした
 - → 国際条約で認められた用途への適用を可能とするため

化学物質管理センター

改正の全体概要(主な改正内容:22年4月1日施行の第1段改正部分)

5 技術上の指針の追加と表示の義務化

- <u>第2種特定化学物質について、政令で指定された製品について技術上の指針を作成、公表</u>することとするとともに、それらについての<u>表示を</u> 義務化した
 - → 該当する物質による環境汚染の未然防止のため、事業者が取るべき措置を明確化するとともに、必要な情報の伝達を可能とするため

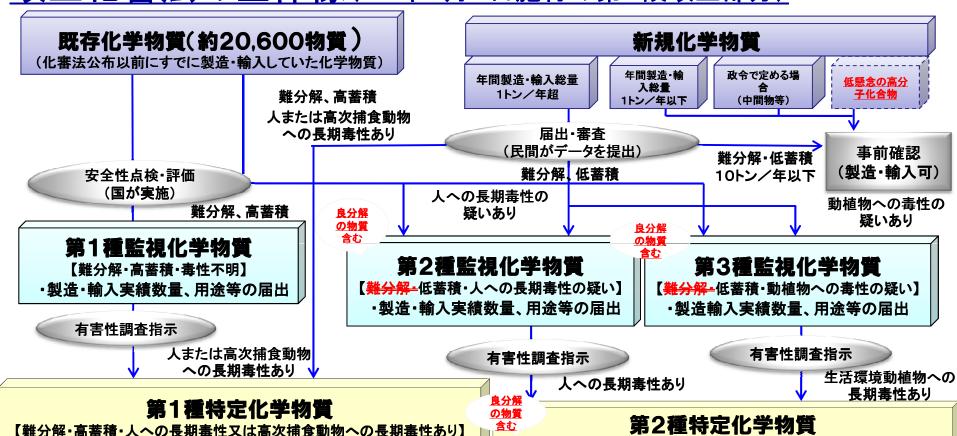
6 立入検査の対象の拡大

- ・立入検査の対象を、政令で指定された<u>第1種特定化学物質の使用者に</u> <u>も拡大</u>することとした
 - → 第1種特定化学物資の使用要件の緩和に伴い、事後管理の対象範囲を拡大するため

3. 改正化審法について

化学物質管理センター

改正化審法の全体像(22年4月1日施行の第1段改正部分) 下線部・取消し線が変更点



- ・製造・輸入の許可制(事実上禁止)
- 政令指定製品の輸入禁止
- 政令指定用途(※要件の国際整合化)以外での使用の禁止
- 物質及び政令指定製品(物質使用製品)の取扱基準適合・表示義務
- •回収等措置命令

【難分解・低蓄積・人への長期毒性又は生活環境動物への長期毒性あり】

- ・製造・輸入(予定および実績)数量、用途等の届出
- ・必要に応じて製造・輸入予定数量等の変更命令
- 物質及び政令指定製品(物質使用製品)の取扱技術指針の公表
- ・政令指定製品の表示義務

化学物質管理センター

改正の全体概要(主な改正内容:23年4月1日施行の第2段改正部分)

- 7 管理対象物質範囲の拡大
 - ・<u>既存化学物質も含めた包括的管理制度を導入し、すべての化学物質</u>に ついて、毎年度その製造数量等を届け出る義務を課すこととした
 - → <u>一般化学物質の制度を新設</u>し、一定数量以上の製造・輸入を行った事業者は、製造輸入量や用途などについて届出を行う

8 リスクに基づく管理の実施

- ・一般化学物質の届出内容や有害性に係る既知見等を踏まえ、<u>優先的に</u> 安全性評価を行う必要がある化学物質を「優先評価化学物質」に指定 し、より詳細な情報の届出などを求めていく
 - → 段階的に詳細なリスク評価を行い、管理の方策を決定していく物質なお、優先評価化学物質制度の創設により、第2種及び第3種監視 化学物質制度は廃止される(指定されていた物質のリストが作成・公開 される)

3. 改正化審法について

化学物質管理センター

改正化審法の全体像(23年4月1日施行の第2段改正部分) 下線部・取消し線が変更点

既存化学物質(約20.600物質)

(化審法公布以前にすでに製造・輸入していた化学物質)

一般化学物質(推定7000~8000物質)

製造・輸入数量(1トン/年以上)、用途等の届出

人又は生活環境動植物 へのリスクが十分に低い。

ばく露状況、有害性等 に基づく判断

難分解、高蓄積

監視化学物質

【難分解·高蓄積·毒性不明】

- ・製造・輸入実績数量、詳細用途等の届出
- ・取扱事業者に対する情報伝達の努力義務

取扱状況の報告要求 有害性調査指示

> 人または高次捕食動物 への長期毒性あり

第1種特定化学物質

【難分解・高蓄積・人への長期毒性又は高次捕食動物への長期毒性あり】

- ・製造・輸入の許可制(事実上禁止)
- ・政令指定製品の輸入禁止
- ・政令指定用途(※要件の国際整合化)以外での使用の禁止
- ・物質及び政令指定製品(物質使用製品)の取扱基準適合・表示義務
- •回収等措置命令

新規化学物質

年間製造・輸入総量 1トン/年超 年間製造・輸入総量 1トン/年以下 政令で定める場合 (中間物等)

低懸念の高分 子化合物

届出・審査 (民間がデータを提出)

ばく露状況、有害性等 に基づく判断

難分解・低蓄積 10トン/年以下 事前確認 (製造・輸入可)

人又は生活環境動植物へのリスクが十分に低くない。

優先評価化学物質

【難分解・低蓄積・人への長期毒性の疑い】

- ・製造・輸入実績数量、詳細用途等の届出
- ・取扱事業者に対する情報伝達の努力義務

※第二種及び第三種監視化学物質は廃止。これらからも、優先評価化学物質を指定。

<u>良分解</u> の物質 含む

有害性情報、取扱状況の報告要求 有害性調査指示

良分解 の物質 含む 人又は生活環境動植物へのリスクあり

第2種特定化学物質

【

業分解・
低蓄積・人への長期毒性又は生活環境動物への長期毒性あり】

- ・製造・輸入(予定および実績)数量、用途等の届出
- ・必要に応じて製造・輸入予定数量等の変更命令
- ・物質及び政令指定製品(物質使用製品)の取扱技術指針の公表
- ・政令指定製品の表示義務

改正の具体例(新規審査の考え方)

従来の審査は、得られた知見から、 規制・管理対象物質かそうでないかを判断し、 その結果に基づき指定などの行為を行っていた [✔] 第1種特定化学物質、 | 第2種及び第3種監視化学物質 | に<u>該当するかを判断</u>

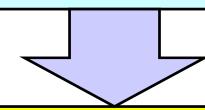


<u>優先評価化学物質の新設と</u> 第2種及び第3種監視化学物質の廃止に連動

第1種特定化学物質を除き、管理対象物質かそうでないかを判断するのではなく、

<u>どの程度の有害性を有するかを判断</u>するもの

第1種特定化学物質に<u>該当する</u> か、第2種特定化学物質相当の <u>有害性を有しているかを判断</u>



第1種特定化学物質を除き、その意味が変わった

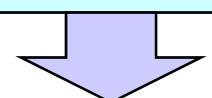
リスク評価に必要な有害性のクラス(強さ)を決定するためのものに

化学物質管理センター

改正の具体例(低懸念ポリマー制度の導入)

一定の基準を満たすポリマー(多数の低分子化合物が結合してできる高分子化合物)は、分子量が大きく細胞膜を透過しないことから、人の健康や動植物の生育に与える影響は少ないことが、国際的にも確認されてきている。

化審法においては、従前から<u>高分子フロースキーム</u>により安定性などが確認され、ヒト健康影響等が懸念される官能基を持たない高分子化合物については、規制・管理の対象外としてきた



水に溶解しないなど、さらに、厳格な要件

<u>低懸念ポリマー</u>として、中間物等と同様に、<u>届出、審査を経ず</u> 大臣の確認により製造・輸入が可能となった

http://www.safe.nite.go.jp/kasinn/pdf/PLCkijun.pdf

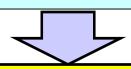


 $\frac{A称が公示されない → ノウハウの保持が可能}{(一般化学物質にもならず、数量の届出も必要ない)}$

改正の具体例(第1種特定化学物質とPOPs条約)

O2004年発効のストックホルム条約(POPs条約)は、残留性有機汚染物質(POPs: Persistent Organic Pollutants)から人健康及び環境を保護するため、①毒性、②難分解性、③生態濃縮性及び④長距離移動性の性質を持つ化学物質の製造、使用、輸出入の禁止、制限等を実施。

OPCBなどの当初12物質に加え、2009年5月にPFOS(ピーフォス)等の9物質の追加が決定。特に、 PFOSについては、例外用途での使用が許可されることとなった。



POPsは第1種特定化学物質の性状を満たすものであることから、<u>化審法はPOPs条約の国内担保法の1つに</u>

農薬用も含め工業的に 製造等されていた物質 については、 第1種特定化学物質に 指定し規制

◇対象物質一覧

アルドリン、クロルデン、ディルドリン、エンドリン、ヘプタクロル、ヘキサクロロベンゼン、マイレックス、トキサフェン、ポリクロロビフェニル、DDT、ポリクロロジベンゾダイオキシン、ポリクロロジベンゾフランテトラ・ペンタブロモジフェニルエーテル、クロルデコン、ヘキサブロモビフェニル、リンデン、α・βーヘキサクロロシクロヘキサン、ヘキサ・ヘプタブロモジェニルエーテル、PFOSとその塩、PFOSF、ペンタクロロベンゼン

<u>◇例外用途(エッセンシャルユース)が認められる</u> 物質と用途

PFOSとその塩について、 半導体用のエッチング剤・レジストの製造、 業務用写真フィルムの製造用の用途を、 使用を認める用途として指定

化学物質管理センター

改正の具体例(一般化学物質と優先評価化学物質)

◎一般化学物質とは(法第2条第7項より)

第1種・第2種特定化学物質、監視化学物質^(注)、優先評価化学物質、 新規化学物質<u>を*除く化学物質</u>のこと*</u>

現行法の白公示物質、既存化学物質、第2種・第3種監視化学物質の一部などが該当する。(リスクが十分に低いことを確認する化学物質)

<u>公示前の新規審査済物質についても、一般化学物質と同じ評価を行う</u>

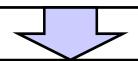
◎優先評価化学物質とは(法第2条第5項より)

人健康に係る被害や生活環境動植物の生息等に係る<u>被害が生ずるおそれがないと認められない</u>ため、そのおそれがあるかどうかついて<u>優先的に評価を行う必要ありと認められる化学物質。</u>

(リスクが十分に低いと認められない化学物質)

改正の全体概要(一般化学物質の製造輸入量届出)

一般化学物質について、一部の例外(※)を除き、<u>化学物質ごとに1トン以上</u>の製造輸入を行った場合には、<u>その量や用途</u>を届出することが必要となる



適切に届出するためには、

- ① 取り扱っている物質が、届出の対象となるかを確認
- → 化審法の化学物質なのか(製品に該当するのか)、化審 法の製造・輸入行為に当たるのか、届出不要物質か、など
- ② 届出対象について、どの化審法番号に該当するのかを確認
- → 官報公示名称と製造・輸入を行っている物質の関係を確認 (化審法番号とCAS番号の関係確認など)
- ③ それぞれ化学物質の量を確認・集計
- → 混合物については、原則として混合物中の化学物質の含有 割合を確認(※)(具体的なルールは現在検討中)

※混合物として製造・輸入を行った化学物質中の10%未満の成分は、 一般化学物質としての集計・届出は必要ない ※試験研究用や、 リスク評価が必要ないも のとして<u>届出不要の告示</u> がされたもの

御不明な点は、NITE の情報で御確認いただくか、御連絡を。

- → 情報はスライド64、 65を御覧下さい。
- ・最新の公開情報
- ・データベース
- ・製造量等届出用支援 ツール
- ・問い合わせメール

化学物質管理センター

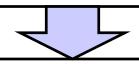
改正の全体概要(第2種及び第3種監視化学物質と優先評価化学物質の違い)

◎第2種及び第3種監視化学物質

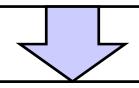
ヒトの健康や動植物の生育などについて影響を及ぼすおそれ又はその疑いのある、一定以上の強さの<u>有害性を有していることが明らか</u>な化学物質

◎優先評価化学物質

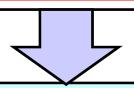
環境中の残留状況や製造輸入量の 推移から、<u>ヒトの健康などについて影響</u> 及ぼすおそれが無いと認められない化学 物質(二重否定)



その、製造輸入量・用途・環境中への 排出量にかかわらず、<u>有害性の強さの</u> みで指定される(ハザード評価) その、製造輸入量・用途・環境中への排出量から得られた<u>暴露状況と、有害性の程度を比較など行い(スクリーニング評</u>価)、リスクの観点から指定される



単純比較は困難



|<u>第2種及び第3種</u>監視化学| | 物質は、平成23年4月 |以降は新たに指定されない|

単に有害性が強くても、環境への排出を適切に 管理出来れば、優先評価化学物質としての 管理対象にはならない、

化学物質管理センター

- 1. はじめに
- 2. 化審法と今回の改正について
- 3. 改正化審法について
- 4. リスク評価とスクリーニング評価

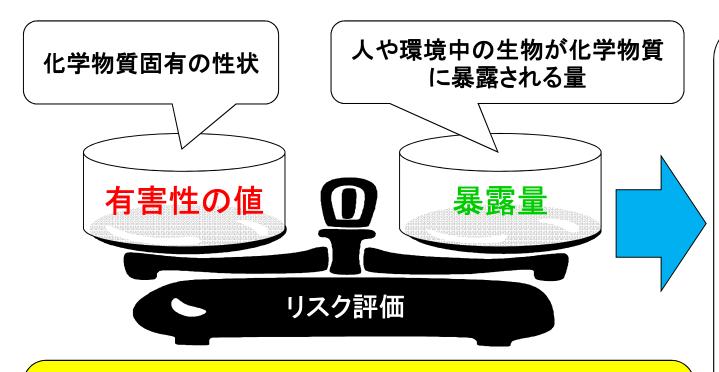
リスク評価と化審法での利用方法 スクリーニング評価の概要 リスク評価の概要

- 5. 今後の予定
- 6. 化審法以外の化学物質管理法令
- 7. まとめ

4. リスク評価とスクリーニング評価

化学物質管理センター

リスク評価と化審法での利用方法(リスク評価とは)



化学物質による暴露量と有害性との比較によりリスクの程度を推計する(リスク評価)。

暴露量く有害性の値:リスクは懸念されない

リスクに基づく管理

- ① 有害性が明確でない化学物質についても、暴露量が多くなることによりヒト健康影響などが懸念される場合に、管理対象とすることが可能になる。
- ② 取り扱いや使用方法など、 暴露量を制御、管理して、 リスクの懸念をなくすこと により、種々の化学物質 の利用が可能になる。
- ③ ハザード管理と同様に、 強い有害性を示す化学物 質について、厳しい暴露 管理をすることが可能。

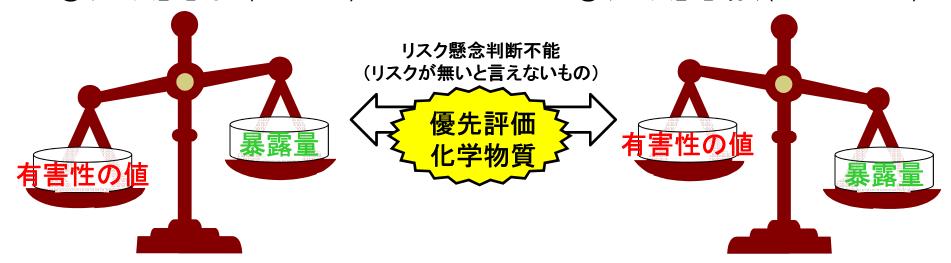
4. リスク評価とスクリーニング評価

化学物質管理センター

化審法のリスク評価イメージ(暴露量が有害性の値より大きいかどうかを比較)

①リスク懸念なし(一般化学物質)

②リスク懸念有り(第2種特定化学物質)



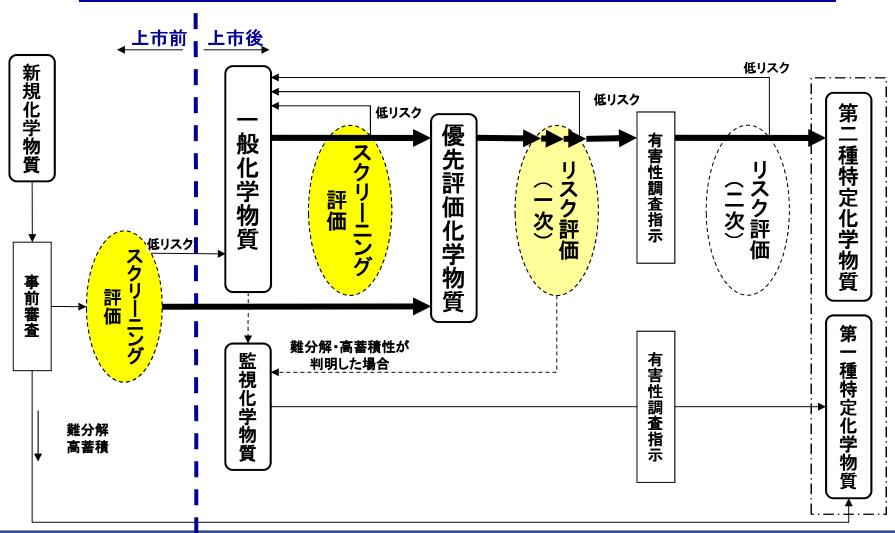
リスク評価のために、天秤を使って有害性と暴露量はどうやって比べるのか?

- © <u>有害性の値とは</u>毒性や影響が出るかどうかを判断する物差しであり、少ない量で毒性や影響が出る場合に 「強い」という表現をすることが多い。つまり、数字が小さいほど重くな<u>る。(化学物質ごとの基準分銅の様なもの)</u>
- ◎ 暴露量とは実際に体などが曝される量をさしており、数字が大きいほど化学物質に曝される量が多いので重くなる。(リスクの有無を確認したい対象)
- ◎ 基準分銅である有害性の値と、リスクを確認したい暴露量を比べ、①のように有害性の方が大きければ(重ければ)、毒性や影響が出るおそれがないと判断し、逆に②のように暴露の方が大きければ(重ければ)、毒性や影響が出るおそれがあると判断することになる。

4. リスク評価とスクリーニング評価

化学物質管理センター

リスク評価と化審法での利用方法(リスク評価の流れ)



4. リスク評価とスクリーニング評価

化学物質管理センター

リスク評価と化審法での利用方法

スクリーニング評価

(対象:一般化学物質)

対象にならない物質

試験研究用、製造輸入数量が1tを超えないもの、 評価不必要として国が指定した化学物質

環境中への残留の程度等からリスクが十分 に低いと言えない化学物質

リスク評価

(対象:優先評価化学物質)

対象にならない物質

試験研究用、製造輸入数量が1tを超えないもの

リスクが懸念される 化学物質

絞り込み

スクリーニング評価

◆ リスクが十分に低いと判断できる化学物質と、リスクが十分に低いとは判断できず、更にリスク評価を行う必要がある化学物質に分類すること。



◆ リスク懸念の有無について、追加的な情報 により、段階的に評価の精度を高めながら、 リスクが懸念される化学物質とそうでない 化学物質に分類すること。

リスクが懸念される化学物質については、有害性調査指示、第二種特定化学物質への指定などの化審法上の更なる措置を講ずる。

4. リスク評価とスクリーニング評価

化学物質管理センター

リスク評価と化審法での利用方法

絞り込みのための段階的アプローチ

一般化学物質

スクリーニング評価

優先評価化学物質

リスク評価(一次) 評価 I 評価 I 評価 I

リスク評価(二次)

第二種特定化学物質

れば追加の評価は不要リスクが懸念されなけ



4. リスク評価とスクリーニング評価

化学物質管理センター

改正化審法における官民の役割(概略)

事業者 (厚生労働省、経済産業省、環境省) ・ 情報の届出・報告 ・ 評価の実施 - 製造数量等<u>(用途情報が含まれる)</u> - 審查・評価判定 - 有害性など性状データ - スクリーニング評価 - 取扱いの状況※ - リスク評価(一次) リスク評価(二次) ・ 措置等の遵守※ ・ 評価結果に基づく 措置等の判断と指示 - 指導・助言に基づく取扱い状況の改善 - 技術上の指針の遵守 等 - 物質指定・取消し - 有害性調査の求め・指示 - 指導・助言・勧告

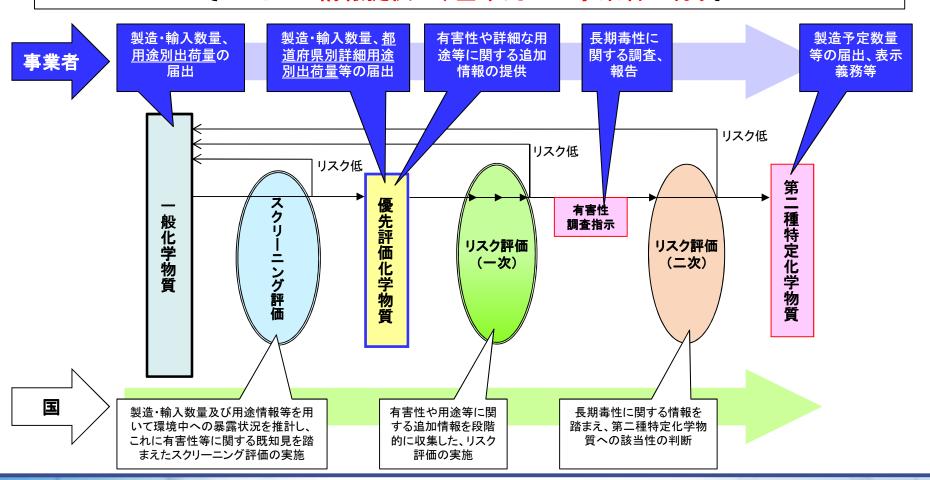
※製造・輸入事業者だけでなく、取り扱い事業者も含む

4. リスク評価とスクリーニング評価

化学物質管理センター

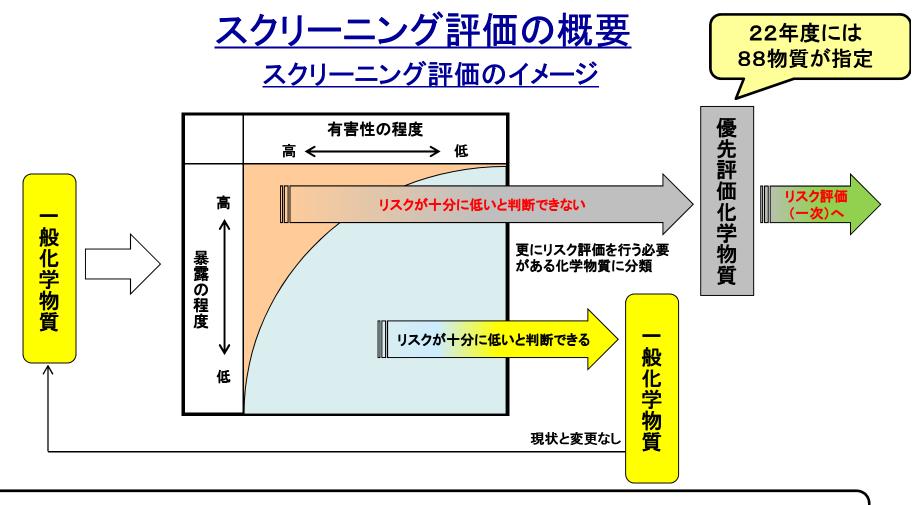
改正化審法におけるリスク評価体系(官民の役割)

改正化審法における規制措置の判断のためのリスク評価は、国が責任をもって行い、 そのための情報提供は、基本的には事業者が行う。



4. リスク評価とスクリーニング評価

化学物質管理センター



スクリーニング評価・リスク評価の手法の詳細については、についてはこちらを御覧下さい。 http://www.safe.nite.go.jp/risk/kasinn.html

4. リスク評価とスクリーニング評価

化学物質管理センター

スクリーニング評価の概要(現在検討中)

◎暴露の程度の評価

届出情報(製造数量、用途別出荷数量)を利用した環境中への排出の程度等から、人や生態への暴露の程度を評価する。

大気への排出の程度 水域への排出の程度 (製造量又は出荷量(t)×排出係数) 製诰 6.000×0.01 6.000×0.1 用涂a 1.000×0.02 1.000×0.1 「輸出」、「その他」 用涂 b を含め約50分類 $4,000 \times 0.05$ 4.000×0.05 用涂 c 2.000×0.01 2.000×0.1 大気への排出の程度 水域への排出の程度 小計 合計 大気、水域トータルの排出の程度

人及び生態への暴露の程度を表

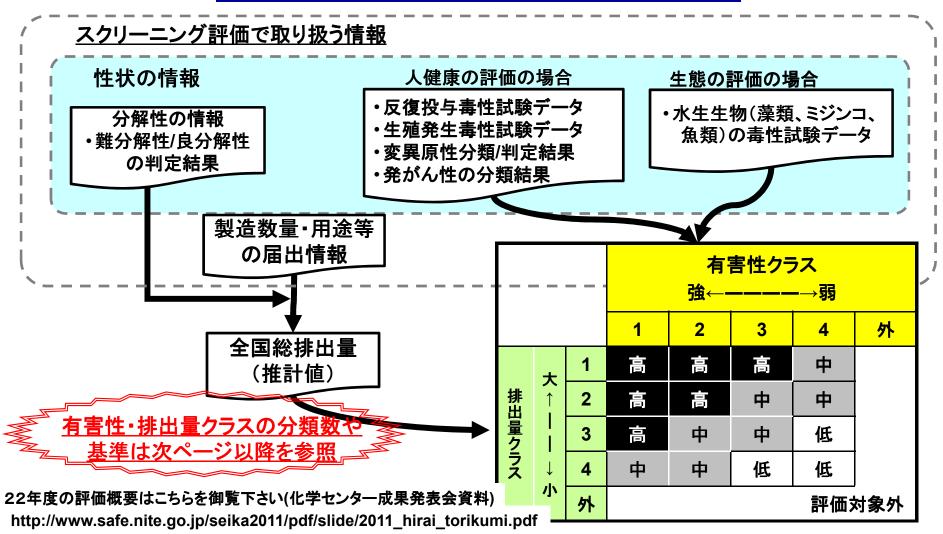
◎有害性の程度の評価

化審法情報を含め、利用可能な有害性情報から有害性の程度を評価する。

4. リスク評価とスクリーニング評価

化学物質管理センター

スクリーニング評価の例(現在検討中)



nite(参考)人の健康に係る優先度マトリックス

有害性クラス (有害性の単位はmg/kg/day)

低

低

クラス外

化学物質管理センター

人の健康に

係る有害性

クラス

| | | | | 2 | 3 | 4 | クラス外 | 77 XX E-T | 0 |
|-----------------|---|--|---|--|--|--|---|---------------------------------|-----|
| ((| ((| | 設定なし | 有害性評価値≦0.005 | 0.005<有害性評価値≦ 0.05 | 0.05<有害性評価値≦ 0.5 | 有害性評価値>0.5 | 来 | |
| | | | | 【第二種監視化 28日反復N | | 【変異原性試験結果等と併せ て第二種監視化学物質相当】 25≦28日反復NOEL<250 | 【第二種監視化学物質相当で はない】 28日反復NOEL≧250 | 第二種監視化学物 質の判定基準 | - |
| | | | | 【区分1】 90日反復 LOAEL≦10 | 【区分2】 10<90日反復LOAEL≦100 | 【区5 100<90日】 | | GHSの分類基準(特定標的臓器毒性(反復暴露) | |
| 毒性学的に (神経行動毒 | - | | 設定なし | 有害性評価値≦0.005 | 0.005<有害性評価値≦ 0.05 | 0.05<有害性評価値≦ 0.5 | 有害性評価値>0.5 | 来 | 4. |
| 病理組織学 や、回復期に | | | | 【High】 LOAEL≦50 | 【Moderate】 50 <loael≦250< td=""><td>[Lc 250<</td><td></td><td>米国EPAの基準</td><td>4</td></loael≦250<> | [Lc 250< | | 米国EPAの基準 | 4 |
| 害性クラスを | れるものについては、有 害性クラスを一段上位に 変更する場合があり得る | | | 以下のいずれか ・GHS区分1B.2 ・化審法判定における強い陽 性 ・化管法の変異原性クラス1 ・強弱不明の陽性結果 | 化審法の変具原性試験の いずれも陽性※1 | 化審法の変具原性試験の いずれかで陽性※1 | 以下のいずれか ・GHS区分外 ・化審法の変異原性試験の いずれも陰性 ・in vivo試験で陰性※2 | 来 | |
| | | | | 【第二種監視化学物質相当】 変異原性試験のいずれかで強 い陽性 | 【反復投与毒性試験の中等度 学物質 変異原性試験のし | | 【第二種監視化学物質相当ではない】 変異原性試験のいずれも陰性 | 第二種監視化学物 質の判定基準 | 93 |
| | | 【区分1A】 ヒト生殖細胞に経世代突然 変異を誘発することが知ら れている物質 | 【区分1B, 2】 ヒト生殖細胞に経世代突然変異 を誘発するとみなされる/可能 性がある物質 | | | 【区分外】 情報があり区分1又は2に分 類されなかった物質 | GHSの分類基準 (生殖細胞変異原 性) | | |
| | | | IARC 1 産業衛生学会 1 ACGIH 1 等 | IARC 2A, 2B 産業衛生学会 2A, 2B ACGIH A2, A3 等 | 設定なし | 設定なし | IARC 3, 4 ACGIH A4, A5 等 | 案 | al. |
| | | | 【区分1A】 ヒトに対する発がん性が知 られている物質 | 【区分1B, 2】 ヒトに対しておそらく発がん性が ある/疑われる物質 | | | 【区分外】 情報があり区分1又は2に分 類されなかった物質 | GHSの分類基準 (発がん性) | |
| | 1 10,000t 超 | | 高 | 高 | 高 | 高 | | | |
| 露 | | | 高 | 高 | 高 | P | | ※1 軽微な陽 ※2 in vitroの ある場合 |)変 |
| ク 3 1,000t 以下 | | | 高 | 高 | Ф | Ф | | める場合 歯門宏判 | |

ф

低

4つの項目に ついて独立に クラス付けし、 クラスの一番 きびしい(数 字の小さい)

クラスにする

※1 軽微な陽性、強い陽性を除く

発がん

分類基準

の項目

生殖発 生毒性

分類

基準

案の

有害

性ク

ラス

を

統合

※2 in vitroの変異原性試験で陽性の結果がある場合、「クラス外」とするかは個別に専門家判断

※3 数量は、全国総排出量に分解性を加味 した量

×

クラス外

100t 超

100t 以下

10t 超

10t 以下

1t 超

1t 以下

高

ф

(参考) 生態に係る優先度マトリックス

化学物質管理センター

| | | | | 有害性ク | mg/L) | | 八华石 | # # | |
|-----|------|------------------------|---|---------------------------------------|--|--|--------------------|-----------------------|---------------------------------|
| | | | 1 | 2 | 3 | 4 | クラス外 | 分類 | 基华 |
| | | | PNEC≦0.001 | 0.001 < PNEC ≦ 0.01 | 00.1 < PNEC ≦0.1 | 0.1 < PNEC ≦ 1 | PNEC>1 | 案 | 3 |
| | | | 以下のい 急性毒性値 急性毒性値(ミジン 急性毒性値(ミジン= | (魚類)≦10 | 【第三種監視化学物質相当ではない】 以下のいずれか 急性毒性値(藻類)>2 急性毒性値(ミジンコ・アミン類)>10 急性毒性値(ミジンコ・アミン類以外)>1 急性毒性値(ミジンコ・アミン類以外)>1 急性毒性値(魚類)>10 慢性毒性値>0.1 | | | 第三種監視化基 | |
| | | | 【区分 | | 【区分 慢性2】 0.1<慢性毒性値≦1 | - | 【区分外】 情報があり左記以外 | 3種の慢性毒性値がある場合 | 水 G 生 H い) |
| | | | 【区分・ 急速分解性ではないか、BC 以下のし 慢性毒性 慢性毒性値が欠けてい | CF≧500(logKow≧4)のとき いずれか Ł値≦0.1 | 【区分 慢性2】 急速分解性ではないか、BCF ≧500 (logKow≥4)のとき以下 のいずれか 0.1 <慢性毒性値≤1 1 <慢性毒性値が欠けている 種の急性毒性値≦10 | 【区分 慢性3】 急速分解性ではないかBCF≥ 500(logKow≥4)のとき 10<急性毒性値≤100 | 【区分外】 情報があり左記以外 | 2種以下の慢 性毒性値の 場合 |)の分類基準は(急速分解性でない。)の分類基準の前3版)の慢性 |
| | 1 | 10,000t 超 | 高 | 高 | 高 | 高 | | | |
| 暴 | 2 | 10,000t 以下 1,000t 超 | 高 | 高 | 高 | P | | ※ 数量に への全国 | |
| 露クラ | 3 | 1,000t 以下 100t 超 | 高 | 高 | 中 | e | | に分解性 | |
| フス | 4 | 100t 以下 10t 超 | 占 | 中 | ф | 低 | | | |
| * | 5 | 10t 以下 1t 超 | Ħ | P | 低 | 低 | | | |
| | クラス外 | 1t 以下 | | | | | クラス外 | | |

4. リスク評価とスクリーニング評価

化学物質管理センター

スクリーニング評価の概要(スクリーニング評価のポイント)

暴露の程度

用途が不明で「その他」に分類された場合には、全量排出するものと仮定する。

有害性の程度

有害性情報がない場合には、安全側にたって「有害性あるものとして」取り扱う。(予定)

リスクの程度

リスクが十分に低いか どうかを判断し、低くなければ 優先評価物質に指定。



より精度の良い排出量推計とスクリーニング評価のためには

X

☞ 届出事業者、川中・川下事業者間 の情報交換、連携が不可欠 チェーン

届出

原材料メーカー

一次加工メーカー

部品メーカー

セットメーカー

消費者

用途情

報

4. リスク評価とスクリーニング評価

化学物質管理センター

(参考)サプライチェーン全体における化学物質管理

有害性情報を共有するには

暴露量を制御するには

サプライチェーンの 上流から 有害性の情報提供

有害性情報

有害性に応じて 各自が 排出量を削減

サプライチェー

抗菌剤の一例

抗菌剤製造・輸入メーカー

調合メーカー(薬剤メーカー)

樹脂メーカー

加工・成形メーカー

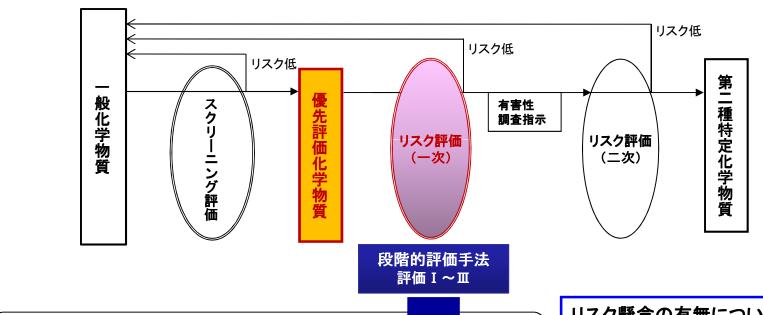
↓ 重要なのは、情報だけでなく→ 意識も共有→ すること

<u>排出抑制の</u> 取り組み

サプライチェーン全体で 化学物質管理に取り組んでいく必要がある

リスク評価の概要

化学物質の製造又は輸入した事業者からの届出情報と公知の情報、新たな暴露情報等を得て行う、より詳細で実態を踏まえた評価。



 優先化学物質ごとに

 暴露評価 (汚染の広がり)

 内害性評価

 リスク懸念の有無について、追加的な情報により、<mark>段階的に</mark>評価の精度を高めながら、リスクが懸念される化学物質とそうでない化学物質に分類すること。

4. リスク評価とスクリーニング評価

化学物質管理センター

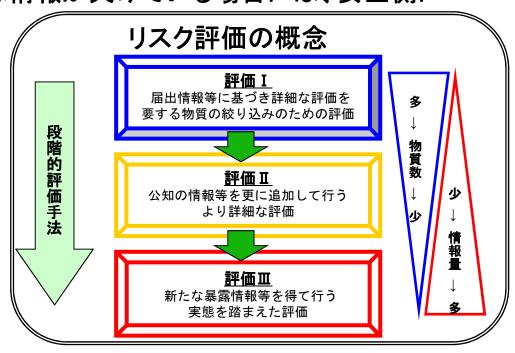
リスク評価の概要(リスク評価(一次)のポイント)

✓ 段階的に情報を追加し、効率的にリスク評価を行う体系になっている

✓ 暴露評価、リスク評価に必要な情報が欠けている場合には、安全側に

評価する。

✓ リスクが懸念される場合で、 その原因が暴露に係わる 場合には、事業者等からよ り詳細に暴露に係わる情報 (用途等)を入手し、得られた 情報を基にして更に詳細評 価を行うことができる。



☆段階が進むごとに、情報を収集・追加し評価を進めていく

- ☞ より正確な情報を収集し、届出、報告することが正しい評価結果につながる。
- →「用途」の把握のため、届出事業者、川中・川下事業者間の情報交換、連携が不可欠

4. リスク評価とスクリーニング評価

化学物質管理センター

リスク評価の概要

製造・輸入数量等の届出における一般化学物質と 優先評価化学物質の届出情報の比較

| | 一般化学物質 | 優先評価化学物質 |
|---------|------------|-----------------------------------|
| 製造場所 | - | <u>事業所名、所在地</u> |
| 製造·輸入数量 | 年間の製造・輸入数量 | <u>都道府県ごとの年間製造数量</u> 国・地域別輸入数量 |
| 出荷数量 | 用途分類別 | <u>都道府県別かつ用途分類別</u> |
| 用途分類 | 約50分類 | <u>約280分類</u> |

※優先評価化学物質は一般化学物質に比べ より詳細な情報の届出が必要

4. リスク評価とスクリーニング評価

化学物質管理センター

リスク評価の概要

評価 I でのリスク評価の方法(届出情報を用いたリスク評価の場合)

● 事業者からの届出情報に基づき、都道府県ごとに仮想の工場などの排出 源を設定し、

ステップ1 排出量を推計する(ライフサイクルステージからの排出を考慮)。 ステップ2 人及び生態への暴露量を推計する。

事業者から届出・報告された有害性情報や、国が作成・収集した有害性情報を基に有害性評価を行い、

ステップ3 その有害性と、ステップ2で推計した暴露量とを併せ、リスクを推計する。

という手順でリスク評価を行う。

スクリーニング評価・リスク評価の手法の詳細については、についてはこちらを御覧下さい。

http://www.safe.nite.go.jp/risk/kasinn.html

4. リスク評価とスクリーニング評価

化学物質管理センター

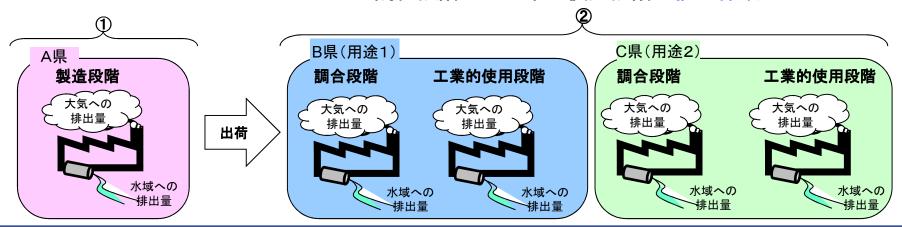
<u>リスク評価の概要</u>

- 2)排出源ごとの排出量の推計
 - ●用途別、ライフサイクルステージ別、都道府県別に排出源があると想定。
 - ●排出係数は、大気及び水域への排出を考慮し、蒸気圧及び水溶解度区分ごとに設定。
 - ●排出源ごとに排出量を推計する。

排出量の推計例

- ① 製造段階 排出量(大気、水域) =製造数量×製造段階の排出係数
- ② 調合段階又は工業的使用段階 排出量(大気、水域)=用途別都道府県別出荷量

×調合段階又は工業的使用段階の排出係数



リスク評価の概要

3)推計した排出量を用いた暴露量の推計

| 排出源 | 都道府県 | 用途 | ライフステージ | 大気への排出量 (t) | 水域への排出量 (t) |
|------|------|-------|---------|----------------|----------------|
| 排出源1 | A県 | | 製造段階 | | |
| 排出源2 | DIF | 用途1 | 調合段階 | | |
| 排出源3 | B県 | 用返Ⅰ | 使用段階 | | |
| 排出源4 | C/E | 田 冷 0 | 調合段階 | | |
| 排出源5 | C県 | 用途2 | 使用段階 | | |

排出量の 推計結果

暴露経路の設定 (水、大気それぞれ の環境中での移動 を想定)



モデル推計 (摂取媒体中濃度 の推計)



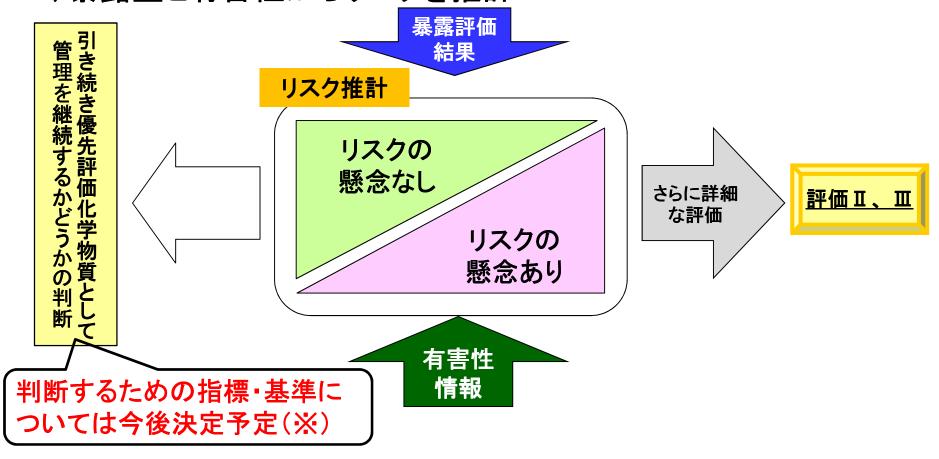
暴露量の推計結果 (人又は生態)

4. リスク評価とスクリーニング評価

化学物質管理センター

リスク評価Iの概要

4) 暴露量と有害性からリスクを推計

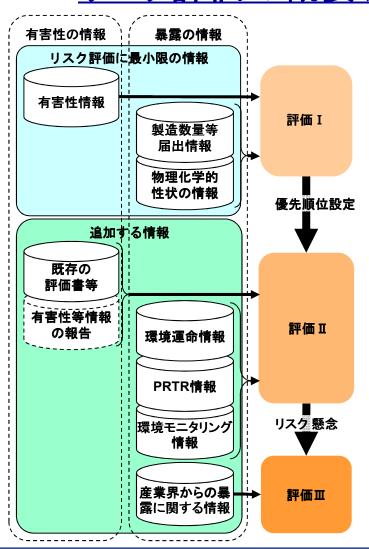


※現段階で明らかな指標・基準は、「第2種特定化学物質に相当する有害性が無いことが明らかとなった場合」 「過去3年以上全国合計製造・輸入数量10½以下又は排出量1½未満合計」

4. リスク評価とスクリーニング評価

化学物質管理センター

リスク評価の概要(評価Ⅱ、皿におけるリスク評価の方法)



評価Ⅱ、Ⅲでは、評価Ⅰで用いた届出情報等の他、PRTR情報、環境モニタリング情報、既存の有害性評価書や信頼性のある試験結果(化学物質の性状や有害性)など、暴露量の推計や有害性評価に役立つ情報を調査し得られた情報を、評価Ⅰで用いた情報に追加してリスク評価を行う。

【事業者からの情報提供】(23年度法)

- 〇新たに取得した有害性などの情報(義務:第41 条第1項)
- 〇既に保有している過去に取得した有害性などの 情報(努力義務規定:第41条第3項)
- 〇国から性状又は取扱いの状況について求められた場合(国からの要求:第10条第1項、第42条)

4. リスク評価とスクリーニング評価

化学物質管理センター

抗菌剤の特徴1(有害性について)

<u>◎抗菌剤は生物に対して何らかの一定以上の強さの有害性を</u> <u>持っている。</u>

抗菌剤はその名のとおり、<u>菌の生育・繁殖に対する何らかの影響を与える化学物質</u>です。

そのため、有害性試験の結果、人の健康や動植物の生息・生育への影響が疑われるものが多い。

注. 人に関しては、Ames試験や染色体異常試験 動植物に関しては、藻類繁殖試験やミジンコ遊泳阻害試験 において、その影響が疑われるが見受けられる また、化合物の種類により影響が疑われる結果が得られる試験は異なる。

一方、それら本来の目的とは異なる副次的作用と言うべき、ヒトや動植物への影響を極力排除するため、新たな薬剤の開発やより影響の少ない薬剤の選択が進められてきている。

※SIAAにおいても、それらの影響を極力排除する方針がうたわれている

4. リスク評価とスクリーニング評価

化学物質管理センター

抗菌剤の特徴2(暴露:環境への排出について)

◎特定の閉鎖的な環境での使用を想定していない

抗菌剤はその目的から、工場のプラント内部などの<u>特定の閉鎖された</u> 場所でのみ使用されるものではない。

その場所は、抗菌剤の樹脂への練り込みや塗布する工場内だけでなく、 抗菌剤が含まれた製品を使用する<u>ありとあらゆる場所が想定される。</u>

注. 想定される場所として、一般消費者住居の浴槽・トイレ・台所、公共場所や多数の人が集まる商業施設のトイレ・手すり・座席、食品や食品包装材製造工場に留まらず、雑誌や半導体などの精密機器・電気製品に使用されるインキにまで及んでいる。 最近は、衣料品や寝具などに直接吹きかけるものも出て来ている。

従って、直接抗菌剤を取り扱う場面での排出や労働者への暴露対策 だけでなく、それらを<u>使用した製品からの抗菌剤の環境中への排出や、</u> 使用者への付着を減らすことが重要。

注. 抗菌剤の有害性の強さだけでなく、加工方法と製品の使用方法の関係、抗菌剤の環境中での 残留性を考慮し、薬剤や加工方法等について個別に選択することが必要。

★参考 スクリーニングでの抗菌剤の排出計数:殺生物剤として分類

| 18 | 殺生物剤1 [成形品に含まれ出荷されるもの] | 低分子人式 0.02 | 也分于水域 0.003 | 高万十人式 0.008 | 高万士小以 0.003 |
|----|---------------------------------|---------------|----------------|----------------|----------------|
| 19 | 殺生物剤2 [工程内使用で成形品に含まれないもの]《工業用途》 | 0.01 | 0.03 | 0.0002 | 0.03 |
| 20 | 殺生物剤3 《家庭用・業務用の用途》 | 0.2 | 0.08 | 0.05 | 0.08 |

5. 今後の予定



- 1. はじめに
- 2. 化審法と今回の改正について
- 3. 改正化審法について
- 4. リスク評価とスクリーニング評価
- <u>5. 今後の予定</u>

今後の評価スケジュール 事業者向け説明会

- 6. 化審法以外の化学物質管理法令
- 7. まとめ

5. 今後の予定



今後の評価スケジュール(1)

<u>O「製造・輸入数量の平成22年度実績等に基づく</u> スクリーニング評価及びリスク評価の実施について」

が、平成23年10月27日に経済産業省から公開されました。

- ・ 平成23年度中にスクリーニング評価が行われる一般化学物質物質 (評価の結果によっては、23年度中に優先評価化学物質としての判定・告示が行われる<u>可能性のある化学物質</u>で、告示されれば、来年度に優先評価化学物質としての製造輸入量等の届けが必要となる。662物質が対象)
- ・ 平成24年度にスクリーニング評価が行われる一般化学物質の考え方
- ・ 優先評価化学物質のリスク評価の実施

情報はこちらから入手出来ます。

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/information/H22senkou-matome-ver1.html

5. 今後の予定



今後の評価スケジュール(2)

○「一般化学物質等の製造・輸入数量(22年度実績)について

(第一報 途中集計値)」

が、平成23年10月24日に経済産業省から公開されました。

- ・ 平成23年度に届出がなされた一般化学物質物質、優先評価化学物質、 優先評価化学物質の途中集計結果
- 現在、経済産業省及びNITE化学センターにおいて、届出書記載内容の確認が行われており、当該集計結果は、その課程において「集計可能」と判断された届出情報のみを対象としたものである。
- 今後、評価実施に当たっては、適切な時期に再度の集計が行われ、その集計結果に基づき、暴露評価が実施される事となる。(表が時期や考え方については、1つ前のスライドを参照)

情報はこちらから入手出来ます。

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/information/H22jisseki-matome-ver1.html

NITEの事業者向け説明会の開催

NITE化学センターにおいては、経済産業省化学物質安全室との協力のもとに、 平成23年2月~3月、5月~6月の2回に分け、合計7箇所29回の説明会を 開催し、約1,000事業者延べ1,500名を超える多数の御参加をいただきました。

今年度についても同様の説明会を予定しています。

実施時期、実施場所、実施回数などについての詳細は未定ですが、 同様の規模を予定しており、

内容については、以下を予定しています。

- 最新情報の提供
- •用途分類方法の説明
- ・一般化学物質届出等支援システムの説明、実演
- ・よくある質問、よくある届出間違い
- •個別質問相談会

具体的なお知らせについては、<u>ホームページから12月末か1月当初</u>に 行います。また、<u>メールマガジン</u>でも配信御連絡致します。

nite 6. 化審法以外の化学物質管理法令

- 1. はじめに
- 2. 化審法と今回の改正について
- 3. 改正化審法について
- 4. リスク評価とスクリーニング評価
- 5. 今後の予定
- 6. 化審法以外の化学物質管理法令
- 7. まとめ

化学物質管理センター

6. 化審法以外の化学物質管理法令

化審法と他の化学物質管理の法令との関係

| 暴露有毒性 | | 、 │ 労働環境 │ | | | 消費者 | | | 環境経由 | | | 排出・ストック汚染 | | | | 廃棄 | | | | |
|---------|------------------------------|------------|-------|-------|-------|------|--|-------|-----------|---|----------------------------|---------------|----------|----------|---------|---|------------|----------------|--|
| | 急性 | 毒 | 劇 | 法 | | | を を を を は に は に は に は に は は は は は は は は | | | 君 | 事 劇 法 | ţ | | | | | | $\overline{)}$ | |
| 人の | 毒性 | 労働農 | | 労働農 | | | | 食 | 薬事法 | | | 学物質排出把 | <u>握</u> | | | _ | | | |
| の健康への影響 | 毒性 | 労働安全衛生法 ※1 | 農薬取締法 | 農薬取締法 | 食品衛生法 | 築基準法 | | 農薬取締法 | | | 管理促進法 化学物質 審査 規制法 | | 大気汚染防止法※ | 水質汚濁防止法% | 土壌汚染対策法 | | 廃棄物処理法等 ※4 | | |
| 環境へ | 生活環境 (動植物を 含む)への 影響 | | | : | | | | | *3 | | | | | | | | | | |
| の影響 | オゾン 層破壊 性 | | | | | | | | | | オゾン層保護法 | | | | | | *5 |) | |

- ※1 新規化学物質の事前審査では変異原性のみが対象。
- ※2 一般消費者の生活の用に供される製品が対象。
- ※3 水産動植物への著しい被害を防止するため、登録保留基準を設定。
- ※4 現状では生態毒性を有する化学物質の排出基準等は定められていない。
- ※5 フロン回収破棄法等に基づき、特定の製品中に含まれるフロン類の回収等に係る措置が講じられている。

6. 化審法以外の化学物質管理法令

(参考)化学物質管理の広がり-1 ~化学物質管理の始まりから化審法の制定まで

時間の流れ

現在 ①顕著な有害性を持つ物質への対応 毒性:毒物劇物取締規則(1912) → 毒物劇物取締法(1960) 労働者の健康被害:労働基準法(1947) → 労働安全衛生法(1972) ②有害性が顕在化した物質への対応 管理の広が DDTなど: 農薬取締法(1948) 食品、乳幼児用玩具など:食品衛生法(1947) ③医薬品などへの対応 医薬品など:薬事法(1960) 4公害問題への対応 大気汚染(NOx、SOx)など:大気汚染防止法(1968) 水質汚濁重金属など:水質汚濁防止法(1970) 土壌汚染(塩素系溶剤)など:土壌汚染対策法(2002) ⑤廃棄物にかかる対応 廃棄物(PCB、ダイオキシン類)など:廃棄物処理法(1970) 廃棄物処理施設周辺:ダイオキシン類特別措置法(1999) 保管PCB: PCB時別措置法(2001) ⑥環境汚染への予防的な対応 新規化学物質事前審査など: 化学物質審査規制法(1974)

6. 化審法以外の化学物質管理法令 パタック (大学物質管理センター

現在

(参考)化学物質管理の広がり-2

~国際的な調和とリスクベースの管理への移行(化管法制定と化審法改正)

時間の流れ

管理の広が

⑦国際的な化学物質管理の調和に向けた対応

OECDの活動:試験方法の統一(OECDテストガイドライン1981)、試験データの相互受入(MAD1981)、

試験データの受け入れ条件整備(GLP:試験所認定制度1981)、

新規化学物質上市前最小データセット(MPD1982)、

ヒト以外の動植物への影響評価についての我が国への勧告(2002)

国連の取り組み:GHS分類(2003)

⑧事業者の自主管理に向けた対応

取り組み計画の作成・公表など:レシポンシブルケア(1995) 有害性などデータの取得:Japanチャレンジプログラム(2005)

⑨テロ、大量破壊兵器等への対応

国際協調(化学兵器対策)など:化学兵器禁止法(1995)

国内テロ対策:サリン等特別措置法(1995)

⑩地域住民の「知る権利」への対応

化学物質排出量緯度量の届出など: 化学物質管理促進法(1999)

⑪リスクベースの化学物質管理への移行に向けた対応

有害性情報などの整備: OECD・HPV(1992)Japanチャレンジプログラム(2005)

リスク評価手法の開発など:PRTR対象物質(2002)、化審法監視物質(2006)、掲出係数の作成(2007)

データベースの整備など: CHRIP(化学物質総合情報提供システム: 2001)

6. 化審法以外の化学物質管理法令

化学物質の管理等行っている法令の大まかな分類

〇一般化学物質の管理を目的とした法律

特徴:事前審査(予防的アプローチ)、製造・使用等の規制

例:化審法、化管法

〇特定の製品として使用される化学物質の管理を目的とした法律

特徴:特定用途としての製造・使用・販売等の規制

例:薬事法、農薬取締法、食品衛生法、有害物質含有家庭用品規制法等

〇労働者保護の観点からの化学物質の管理を目的とした法律

特徴:労働者暴露を想定した使用方法等の規制

例:安衛法

〇廃棄物等に含まれる化学物質の管理等を目的とした法律

特徴:排出・排気規制、保管、原状回復措置等の規制

例:水濁法、大防法、廃掃法、土対法、PCB特別措置法、ダイオキシン特別措置法

〇特定の性状を有する化学物質等の管理を目的とした法律

特徴:所持、使用、移動、提供等の規制

例:毒劇法、化兵法、消防法、覚醒剤取締法、建築基準法等

6. 化審法以外の化学物質管理法令

化学物質管理促進法の概要(1)

〇目的

平成11年に事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進することおよび環境の保全上 の支障を未然に防止するために、事業者および国民の理解の下に、一定の有害性を持つ化学物質 を指定化学物質として指定し、化学物質排出移動量届出(PRTR)制度および化学物質等安全デー タシート(MSDS)制度を導入することを目的として制定した。

〇特徴

国が、化学物質の製造等の規制を行うのではなく、PRTRやMSDSの制度を通じ、事業所から環境 に排出される化学物質の管理および人と環境への影響の可能性については、排出事業者自らがリ スク評価を行い、環境レポート等による社会への情報提供や、外部からの説明の要求に応じること により自主的に取り組むこととなった。(自主管理の促進)

また、指定化学物質等取扱事業者の青務として、化学物質管理指針に留意して、指定化学物質 の製造、使用その他の取り扱い等にかかる管理を行うとともに、その管理の状況に関する国民の理 解を深めるよう努めることが義務づけられた。

〇国の支援

国は、指定化学物質の取扱い事業者による自主管理の取り組みを推進するため、法規制以外の 支援措置等として、設備投資に対する低利融資や、PRTR算出マニュアルの作成と公開、MSDS作 成のための情報を提供する当機構(NITE)化学物質管理センターが運営する化学物質総合情報提 供システム(CHRIPÒ)の整備等を行っている。(その他、NITEでは相談窓口としてPRTRサポートセ ンターを設置しています。直通電話 03-5465-1681)

6. 化審法以外の化学物質管理法令

化学物質管理促進法の概要(2)

OPRTR制度

人の健康、動植物の生息・生育およびオゾン層に影響する性質(ハザード)を有し一定以上の暴露 可能性のある化学物質を対象とし、第1種指定化学物質として指定する。

環境中への排出量および廃棄物に含まれての移動量を23業種の事業者が自ら把握して行政庁に 報告し、行政庁がその結果を集計・公表することとなる、

第1回の届出が行われた平成14年度(13年度分)には、354物質が指定されており、約4万1千の事 業所からの届出があった。また、平成22年度は約3万9千件の事業所からの届出があった。

平成21年には、対象業種及び物質の見直があり、新たに医療業が追加されると伴に、462物質が 対象となった。

※ PRTR排出量の経年データはこちらを参照

http://www.prtr.nite.go.jp/prtr/prtr_katsuyou.html

OMSDS制度

人の健康、動植物の生息・生育およびオゾン層に影響する性質(ハザード)を有している化学物質を 対象とし、対象とする(第1種指定化学物質として指定されたものと、暴露要件の無い第2種指定化学 物質として指定されたもの)。

対象化学物質を含有する製品を他の事業者に取引などで譲渡または提供する際には、その化学 物質の性状および取り扱いに関する情報を事前に提供することが義務づけられる。制定当初は435 物質[第一種指定化学物質(354物質)+第二種指定化学物質(81物質)]が対象だったが、平成21 年の見直しで、562物質[第1種指定化学物質(462物質)+第1種指定化学物質(100物質)]が対象と なっている。

※ PRTRとMSDS対象物質の見直し前後の物質リストについては、NITEのCHRIPを参照

http://www.safe.nite.go.jp/japan/sougou/view/SelectingListsList_jp.faces

- 1. はじめに
- 2. 化審法と今回の改正について
- 3. 改正化審法について
- 4. リスク評価とスクリーニング評価
- 5. 今後の予定
- 6. 化審法以外の化学物質管理法令
- 7. まとめ



- ✓ 改正化審法でのスクリーニング評価、リスク評価により、人の健康を 損なうおそれ等がある化学物質による環境汚染の防止のため、その リスクが懸念される化学物質を明らかにする。
 - → WSSD目標の履行(原則、全ての化学物質が対象)
- ✓ この評価では、化学物質の製造輸入業者からの製造輸入数量、用途 情報、用途別出荷数量等の届出情報を用いて国が行う。
 - → 国と事業者の役割分担
- ✓ より現実に即した評価につなげるためには、製造輸入業者は、より正確な「用途情報」等の届出情報を把握し、国に届出されることが望まれる。
 - → 川上、川中、川下事業者間の連携と情報の共有が重要。

化審法関連情報(1)

NITE-Webページからも化審法関連情報を発信しています。

- ◎化審法関連情報(過去の化審法情報を含む情報提供のページ)
 - → http://www.safe.nite.go.jp/kasinn/kasinn_index.html
- ◎一般化学物質等の製造輸入量等の届出関連
 - → http://www.safe.nite.go.jp/kasinn/ippan_todokede.html
- ◎新規化学物質の事前届出等関連
 - → http://www.safe.nite.go.jp/kasinn/todokede01.html
- ◎リスク評価手法等の技術的事項
 - → http://www.safe.nite.go.jp/risk/kasinn.html

化審法関連情報(2)



NITE-Webページからも化審法関連情報を発信しています。

- ◎官報整理番号(MITI番号)とCAS番号の関係、届出不要物質等
 - ・ 一般化学物質等製造(輸入)実績等届出システムの辞書ファイル
 - → http://www.safe.nite.go.jp/kasinn/ippan todokede.html
 - 化学物質総合情報提供システム(CHRIP)
 - → http://www.safe.nite.go.jp/japan/db.html
- ◎メールマガジンによる最新情報の提供(申込みアドレス)
 - → http://www.safe.nite.go.jp/mailmagazine/chemmail_01.html
- ◎問い合わせメール
 - → <u>kashin_setsumei@nite.go.jp</u>
- ◎経済産業省の化審法のページ
 - → http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/index.html

ご清聴 ありがとうございました